

委 任 状

当社は下関倉庫株式会社を代理人と定め、次の権限を委任致します。

1. 通関業法第二条第一号に規定する通関業務
2. 通関業法第七条に規定する関連業務

本委任状の有効期間は発行日より一年間とし、当社または上記代理人のいずれか一方により委任解除の意思表示を行わない限り自動的に更新し、以後も同様とします。

発行日 年 月 日

住 所

会社名